

4.3 土壌汚染

4.3.1 土壌汚染

(1) 環境影響評価の対象

計画地及びその周辺における土壌汚染の状況等を調査し、工事中における土壌汚染の影響について、予測及び評価を行った。環境影響評価対象は、表 4.3.1-1 に示すとおりである。

表 4.3.1-1 環境影響評価対象

区分	環境影響要因
工事中	工事の影響

(2) 現況調査

1) 調査項目

工事に伴い計画地及びその周辺における土壌汚染の状況を把握し、予測及び評価を行うための基礎資料を得ることを目的として、調査した。調査項目は、表 4.3.1-2 に示すとおりである。

表 4.3.1-2 調査項目

環境影響評価項目	調査項目
土壌汚染	<ul style="list-style-type: none">・地歴の状況・土壌汚染の状況・地形、地質等の状況・関係法令等による基準など

2) 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

3) 調査方法等

① 地歴の状況

(ア) 調査地点

調査地点は、計画地とした。

(イ) 調査期間・調査時期

令和 7 年 7 月時点で入手可能な最新の資料を使用した。

(ウ) 調査方法

航空写真などの既存資料等により把握した。

② 土壌汚染の状況

(ア) 調査地点

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(イ) 調査期間・調査時期

令和 7 年 7 月時点で入手可能な最新の資料を使用した。

(ウ) 調査方法

「川崎市における土壤汚染対策法に基づく「要措置区域」(令和5年3月7日現在)」、「川崎市における土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」(令和7年7月8日現在)」、「川崎市における土壤汚染対策法に基づく「指定解除要措置区域」(令和5年3月7日現在)」(川崎市)、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壤調査等の結果(令和7年7月23日現在)」(川崎市)等の既存資料により把握した。

③ 地形、地質等の状況

(ア) 調査地点

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

(イ) 調査期間・調査時期

令和7年7月時点で入手可能な最新の資料を使用した。

(ウ) 調査方法

地形図等の既存資料による調査及び現地踏査により把握した。

④ 関係法令等による基準等

次の関係法令等の内容を整理した。

- ・環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤に係る環境基準
- ・土壤汚染対策法に基づく指定区域の指定基準
- ・川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく特定有害物質等
- ・汚染土壤の運搬に関するガイドライン 改訂第4.2版
- ・地域環境管理計画の地域別環境保全水準

4) 調査結果

(ア) 地歴の状況

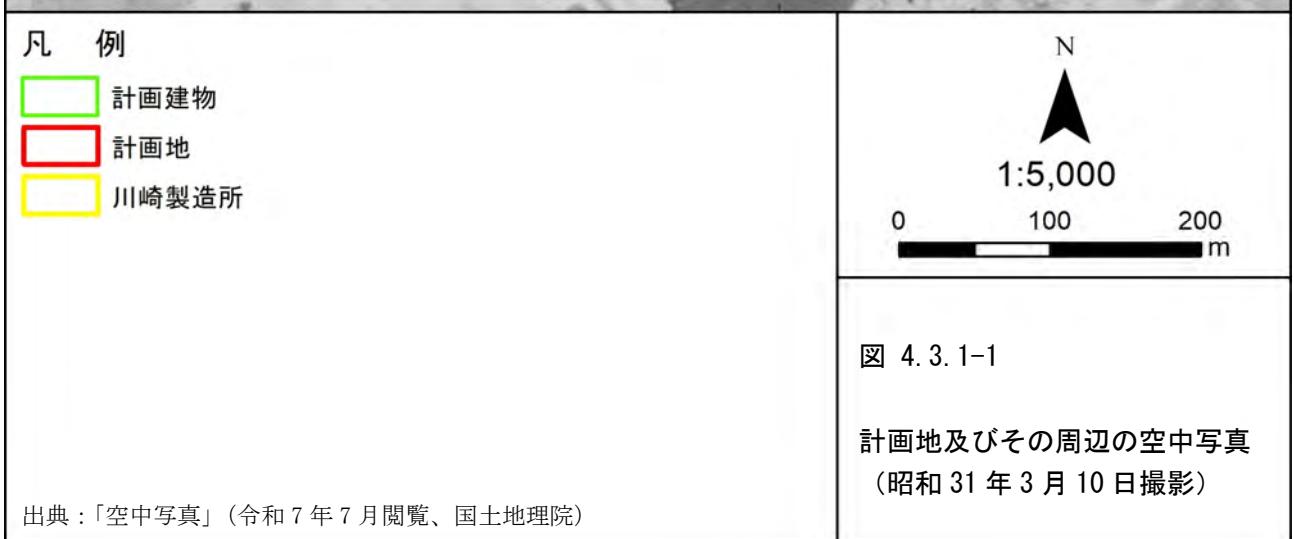
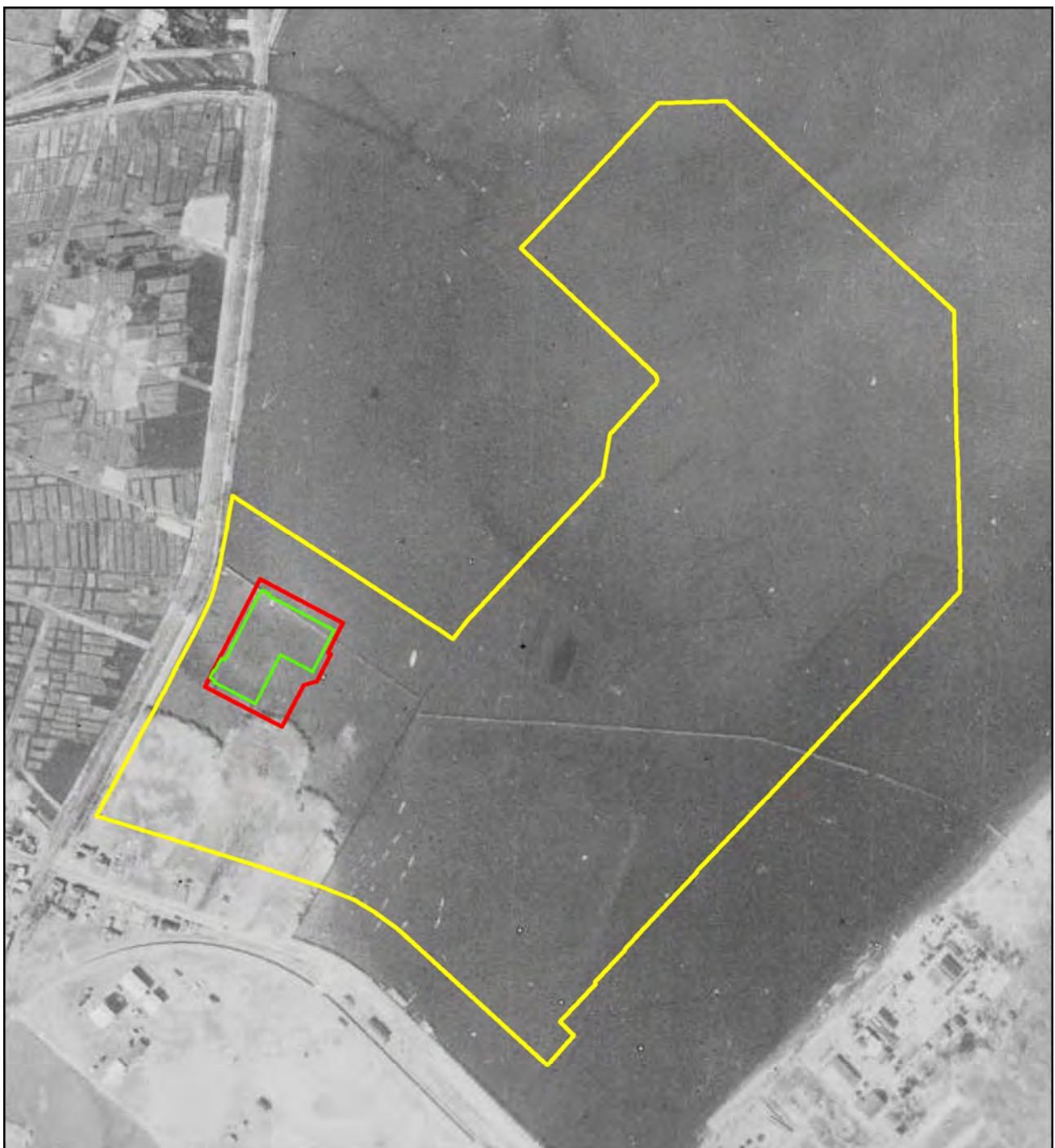
計画地及びその周辺における空中写真は、図 4.3.1-1～図 4.3.1-4 に示すとおりである。

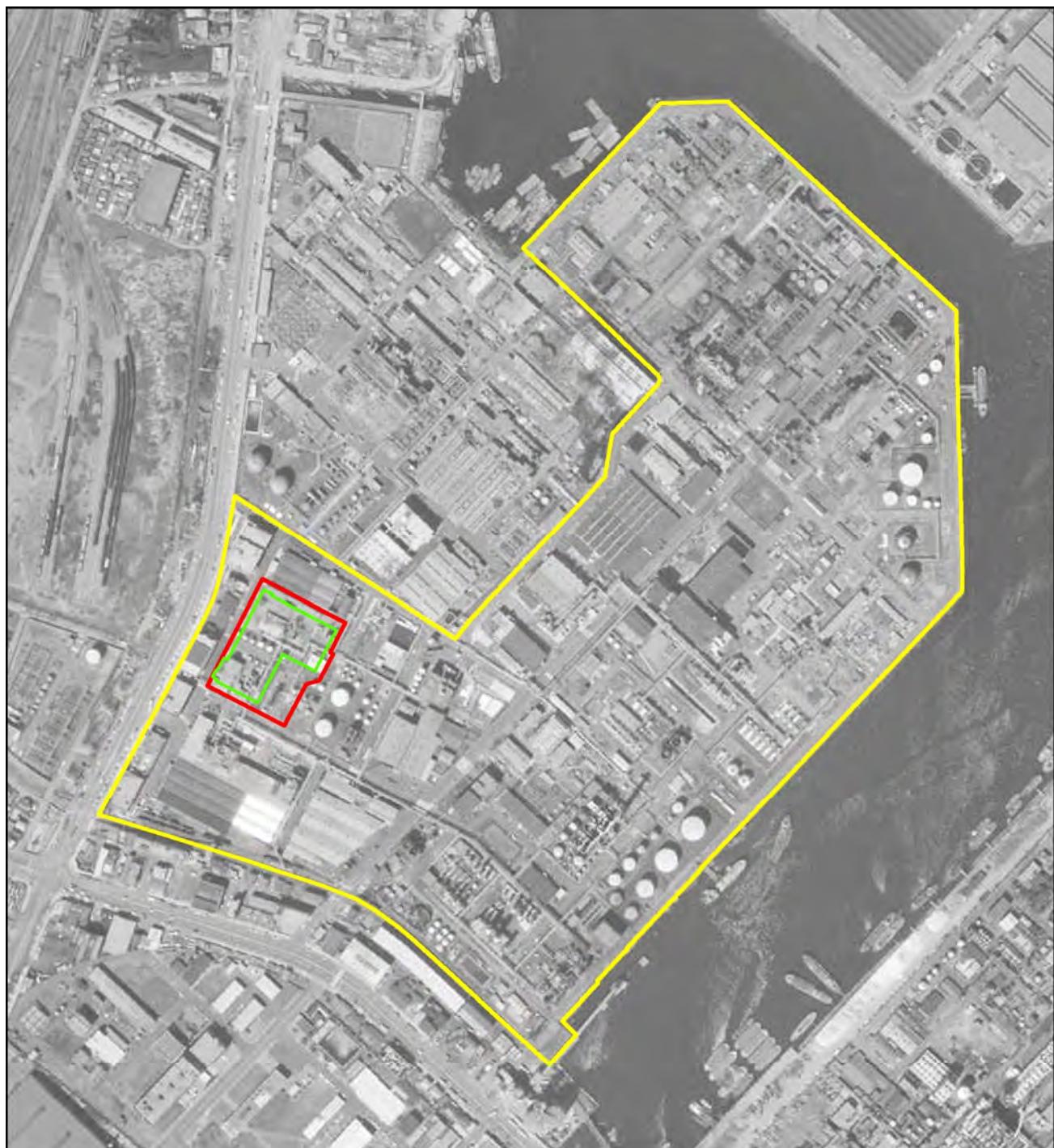
計画地の存在する箇所は、昭和 31 年 1 月に埋め立てが開始され、昭和 33 年 6 月に完了し現在の地形となっている。図 4.3.1-1 に昭和 31 年 3 月 10 日に撮影された空中写真を示した。ここでは、埋め立てが開始されている状況が確認できる。

図 4.3.1-2 は昭和 46 年 4 月 26 日に撮影された空中写真、図 4.3.1-3 は昭和 54 年 10 月 20 日、図 4.3.1-4 は令和元年 6 月 13 日に撮影された空中写真である。

計画地は、現在は撤去されている AS 樹脂（アクリロニトリルスチレン樹脂）を製造する施設が設置されていた箇所であるが、空中写真からは、これらの撮影時期を通じて、土地利用状況は大きく変わっていないことが確認できる。

また、川崎製造所全体では、ベンゼン（現在は使用中止）やシアンの取り扱い履歴があり、PCB の保管も行われているほか、ばい煙発生施設などダイオキシン類を排出する可能性のある施設も存在している。





凡 例

- 計画建物
- 計画地
- 川崎製造所

N

1:5,000

0 100 200 m

図 4.3.1-2

計画地及びその周辺の空中写真
(昭和 46 年 4 月 26 日撮影)

出典：「空中写真」（令和 7 年 7 月閲覧、国土地理院）



凡 例

- 計画建物
- 計画地
- 川崎製造所

N

1:5,000

0 100 200 m

図 4.3.1-3

計画地及びその周辺の空中写真
(昭和 54 年 10 月 20 日撮影)

出典：「空中写真」（令和 7 年 7 月閲覧、国土地理院）



凡 例

- 計画建物
- 計画地
- 川崎製造所

N

1:5,000

0 100 200 m

図 4.3.1-4

計画地及びその周辺の空中写真
(令和元年 6月 13日撮影)

出典：「空中写真」（令和 7 年 7 月閲覧、国土地理院）

(イ) 土壌汚染の状況

計画地は工場跡地であり、現状は主要な建物も撤去されている。よって、現在は土壌汚染の要因となる物質を取り扱う施設は存在しないものの、過去においては、アクリロニトリルスチレン樹脂を製造しており、この工程では副生成物としてのシアンが発生する工程を含んでいるほか、PCB の使用履歴がある施設も存在していた。

また、計画地には「土壌汚染対策法」に基づく指定区域は存在しないが、川崎製造所敷地内である夜光 1 丁目 3 番 1 号の一部は、形質変更時要届出区域に指定されている。

なお、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壌調査等の結果に基づく汚染区域は、計画地及び川崎製造所敷地内には存在しない。

表 4.3.1-3 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域（令和 7 年 7 月 8 日現在）

自治体 指定 番号	区域の所在地 (地番表示)	指定年月日	区域の 概況	区域の 面積(m ²)	指定基準に適合しない特定有害物質		
					含有量基準	溶出量基準	第二溶出量基準
指-112 号	川崎区夜光 1 丁目 3 番 1 号の一部	R. 4. 3. 22	事業所の敷地	1, 561. 9	鉛及びその化合物 シアン化合物	鉛及びその化合物 シアン化合物	シアン化合物
指-124 号	川崎区夜光 1 丁目 3 番 1 号の一部	R. 4. 10. 14 R. 5. 6. 15	事業所の敷地	2, 266. 31	鉛及びその化合物 水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物	水銀及びその化合物 砒素及びその化合物 鉛及びその化合物 ふつ素及びその化合物	水銀及びその化合物

出典：川崎市における土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（令和 7 年 7 月 8 日現在）川崎市

(ウ) 地形・地質等の状況

計画地が位置する川崎市は、市域の北西部に広がる山坂の多い丘陵部、多摩川沿いに広がる低地部、臨海部の埋め立て地の大きく 3 つの地形に分かれている。

計画地及びその周辺は、川崎臨海部の埋立地等であり、標高が約 1.0m～3.5m の比較的平坦な地形となっている。

計画地及びその周辺の地質は、「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省 HP）によると、上から埋め立て地・盛土、第四世紀完新世沖積層（砂）、第四世紀完新世沖積層（粘土）、第四世紀更新世相模層群（砂）、第四世紀更新世相模層群（粘土）の順に堆積している。

(エ) 関係法令等による基準等

ア) 環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準は、表 4.3.1-4 に示すとおりである。

表 4.3.1-4 土壤汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壤 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1, 4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

イ) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく土壤に係る環境基準は、土壤中に含まれるダイオキシン類として 1,000pg-TEQ/g 以下とされている。

ウ) 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準として、表 4.3.1-5 に示すとおり定められている。

表 4.3.1-5 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定基準

項目	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	45mg/kg 以下
シアン化合物	検液中に検出されないこと。	遊離シアン 50mg/kg 以下
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。	-
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下	15mg/kg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	-
PCB	検液中に検出されないこと。	-
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	-
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	-
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	-
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	-
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	-
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	-
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	-
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	-
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	-
チウラム	0.006mg/L 以下	-
シマジン	0.003mg/L 以下	-
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	-
ベンゼン	0.01mg/L 以下	-
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
ふつ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4,000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4,000mg/kg 以下

エ) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく特定有害物質等

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、土壌汚染対策法の特定有害物質 26 物質にダイオキシン類を加えた 27 物質が特定有害物質等として定められている。

オ) 汚染土壌の運搬に関するガイドライン 改訂第 4.2 版（令和 6 年 4 月 環境省）

本ガイドラインは、平成 22 年 4 月から改正土壌汚染対策法が施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者が当該対策法に基づき汚染土壌の運搬を行うにあたっての参考となる手引きとして、平成 22 年 7 月の暫定版公表後、必要に応じて改訂を進めているものである。このガイドラインでは、汚染土壌搬出時の届出、運搬に関する基準等を定めている。

力) 地域環境管理計画の地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、環境基準設定物質については、「環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。」、特定有害物質については、「人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。」、前述以外の物質については、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(3) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。」と設定した。

(4) 予測

1) 予測項目

予測項目は、建設工事に伴う土壤汚染の影響の程度とした。

2) 予測地域

予測地域は、計画地及びその周辺とした。

3) 予測時期

予測時期は、工事期間全体とした。

4) 予測方法

計画建物の工事計画の内容及び土壤汚染の状況に関する調査結果に基づき、計画地及びその周辺の環境に対する影響を予測した。

5) 予測条件

本事業では、計画建物の建設に先立ち、土地の改変を行う部分を対象に、今後、土壤調査を行い、汚染の有無について確認を行うこととしている。なお、その際に土壤汚染が確認された場合は、土壤汚染対策法等に基づく適切な手続きを実施のうえ、汚染土壤に配慮し、施工するものとする。

具体的には、以下の措置を実施する計画である。

- ・計画地の場外に搬出する土壤は汚染の有無を確認のうえ、汚染があれば、運搬に際しては「汚染土壤の運搬に関するガイドライン 改訂第4.2版」を順守する。
- ・場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、散水やシートで覆う等の必要な措置を講じる。
- ・場外処理を行う場合は、許可を得た汚染土壤処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・汚染土壤の搬出を行う場合はシートで被う等の運搬に関する基準を順守する。
- ・汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理する。

6) 予測結果

本事業では、計画建物の建設に先立ち、土地の改変を行う部分において、土壤調査を行い、汚染の有無について確認を行うこととしている。その際に汚染土壤が確認された場合は、土壤汚染対策法等に基づき、運搬に際しては、搬出する汚染土壤の体積や運搬の方法など、必要事項を明記した汚染土壤の区域外搬出届出書を川崎市長に提出し、管理票により運搬受託者や処理受託者、処理の実施などを把握することで、適切に運搬処理されていることを確認するなど、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン 改訂第4.2版」を順守するとともに、汚染土壤の処理に際しては、許可を得た汚染土壤処理業者に委託し、適正に処理する。

これらから、汚染土壤の適切な処理・処分を行うものと予測する。

(5) 環境保全のための措置

施設の建設に際して、汚染土壌が確認された場合には、その影響を回避・低減するために、以下のような措置を講じる計画である。

- ・計画地の場外に搬出する土壌は汚染の有無を確認のうえ、汚染があれば、運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン 改訂第4.2版」を順守する。
- ・場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、散水やシートで覆う等の必要な措置を講じる。
- ・場外処理を行う場合は、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・汚染土壌の搬出を行う場合はシートで被う等の運搬に関する基準を順守する。
- ・汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理する。

(6) 評価

本事業では、計画建物の建設に先立ち、土地を改変する部分について土壌調査を行い、その結果、汚染土壌が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づき、運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン 改訂第4.2版」を順守するとともに、汚染土壌の処理に際しては、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。これらから、汚染土壌の適切な処理・処分を行うものと予測する。

さらに、汚染範囲での工事において発生する濁水の処理は、適宜性状を確認のうえ、適正に処理するなどの環境保全のための措置を講じることから、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないものと評価する。